

【契約約款改正概要 業務委託(コンサル関係)】(令和2年4月～)

○主な改正内容

(1) 譲渡制限特約について(新5条関係)

譲渡制限特約を維持した上で、受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、特段の理由がある場合を除き、発注者は業務委託料債権の譲渡を認めなければならないこととした。

また、改正民法下でもこの規定の実効性を確保するため、譲渡制限特約に違反した場合、用途制限に違反した場合を無催告解除事由として、書類提出義務に違反した場合を催告解除事由として規定した。

(2) 意匠の実施の承諾等(新8条の2関係)

改正意匠法において、建築物(土木構造物含む)の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象となったことから、受注者が意匠登録を行う場合や意匠登録を受ける権利及び意匠権の譲渡に関する規定を設けることとした。

(3) 適正な履行期間の設定(新22条関係)

改正品確法において、発注者の責務として適正な工期等の設定が定められたこと及び改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととした。

(4) 契約不適合責任について(新41条関係)

改正民法において、「瑕疵」が「契約の内容に適合しないもの」と文言が改められ、その場合の責任として履行の追完と代金の減額請求が規定されたことを踏まえ、業務約款も同様の変更を行った。

(5) 契約の解除について(新42条～48条関係)

改正民法において、瑕疵に関する建物・土地に係る契約解除の制限規定が削除されたことや双方の責めに帰すべき事由でないときであっても契約を解除できることとされたことを踏まえ、催告解除と無催告解除を整理した上で契約解除を規定し直した。

(6) 契約不適合責任期間について(新53条関係)

契約不適合の責任期間について、引き渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることはできないこととした。